社会福祉法人新潟カリタス会

# 役 員 等 報 酬 規 程

（ 目 的 ）

第 1 条　　この規程は、社会福祉法人新潟カリタス会（以下「当法人」という。）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

（ 報酬等の支給 ）

第 2 条　　役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（ 役員等の報酬等の算定方法 ）

第 3 条　　役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については別表 1 に定める額。

(2)役員等が当該会議に出席した場合、又は職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（ 報酬等の支給方法 ）

第 4 条　　役員等に対する報酬は、毎年、年度末に支給する。

2　　当該会議に出席した場合、又は職務のため出張をしたときの旅費はその都度支給する。

3　　報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（ 端数の処理 ）

第 5 条　　この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

（ 公 表 ）

第 6 条　　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（ 改 廃 ）

第 7 条　　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（　補　則　）

第 8 条　　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　　則

１、この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

２、この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

３、この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

４、この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

５、この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

（ 別 紙 ）

**1、理事及び監事並びに評議員の報酬等の総額**

（1）評議員の報酬等の総額は、1 年間につき 300,000 円を上限とする。

（2）理事及び監事の報酬等の総額は、1 年間につき 1,600,000 円を上限とする。

**2、理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準は、それぞれ以下の通りとする。**

（1）評議員

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 評議員報奨金 | 年額　20,000 円 |

（2）理　事

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 役員報奨金 | 年額　50,000 円 |
| 理　事　長 | 年額　700,000 円 |
| 業務執行理事（常勤） | 年額 600,000 円 |

（3）監　事

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 役員報奨金 | 年額　50,000 円 |

**2、理事及び監事並びに評議員の旅費等の基準は、それぞれ以下の通りとする。**

（1）評議員

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 評議員会への出席（日当） | 日額　 4,000 円 |
| 評議員会への出席（旅費） | 実　　費 |

（2）理　事

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 理事会・評議員会への出席（日当） | 日額　 4,000 円 |
| 理事会・評議員会への出席（旅費） | 実　　費 |

（3）監　事

| 項　　目 | 金　額 |
|---|---|
| 理事会・評議員会への出席（日当） | 日額　 4,000 円 |
| 理事会・評議員会への出席（旅費） | 実　　費 |